# 平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域(スクールクラスター)】

教育委員会名	埼玉県教育委員会		
指定したモデル地域名	桶川市・入間市・熊谷市・羽生市		

# 概要

地域内の全学校・園数 (平成27年5月1日現在)

【単位:校・園】

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
桶川市	7	7	4	2	0	0	20
入間市	11	16	11	4	0	0	42
熊谷市	16	29	16	6	0	1	68
羽生市	4	11	3	5	0	0	23

<参考>保育所数:桶川市 4、入間市 24、熊谷市 41、羽生市 9

児童発達支援センター等: 桶川市 1、入間市 2、熊谷市 1、羽生市 1

### 【事業概要】

#### 1. モデル地域の特色(特別支援教育に関する事項)

#### (1) 桶川市

桶川市は、平成22~24年度に埼玉県教育委員会から委嘱を受け、特別支援教育体制整備に関する研究についてモデル地区を指定して行った。「つなぎ」ということばをキーワードに、「教員の資質向上のための研修や特別支援学級・通級指導教室の弾力的運用などの『手立てのつなぎ』」、「個別の教育支援計画や指導計画などの『資料のつなぎ』」、「特別支援学校や児童発達支援センター等『人・関係機関のつなぎ』」について研究してきた。その後、モデル地区から桶川市全体へと特別支援教育に関する体制整備に取り組んでいるところである。

## (2) 入間市

入間市は、平成20年度から、0歳から20歳までのすべての子供たちの自立を目指し「子ども未来室事業」に取り組んでいる。発達障害またはその可能性のある子供の早期発見や早期支援、保育所(園)・幼稚園と小学校との円滑な接続、小・中学校の一貫教育の推進、中学校と市内にある県立高等学校並びに近隣高等学校との連携を推進している。また、市採用の指導専門員による学校への指導、市教育委員会主催の研修会も実施し、教師の指導力向上にも努めている。

平成22~24年度には埼玉県からの特別支援教育整備体制事業の委嘱を受け、今年度も 多くのモデル研究事業に取り組み、市全体で特別支援教育の推進に力を注いでいる。

#### (3) 熊谷市

熊谷市は、平成 12 年度に巡回相談を開始し、平成 17 年度には全県実施に先駆けて、 通常の学級「支援籍」を実施した。また、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間、文部 科学省の研究開発校に指定された中学校が、特別支援教室に関する研究に取り組むなど、 県内でも特に先進的に特別支援教育に取り組んできた市である。教員の研修についても 計画的に実施し、専門性を高めている。

また、特別支援学校や特別支援学級への就学について、本人・保護者の意向を最大限 尊重した就学相談、教育相談を行っている。

#### (4) 羽生市

羽生市は、平成 22・23 年度に埼玉県教育委員会から「発達障害等早期支援対策事業」を委託され特別支援教育重点推進地域となった。市内に保育士を育成する短期大学があり、多方面で連携を取り特別支援教育を推進している。短期大学の教授、准教授等が巡回相談をしたり校内研修会の講師をしたりするなど、学校の要望や実情に合わせて協力を得ている。また、市教育委員会主催で研修会も行い教員、支援員等の専門性の向上に努めている。

行政各課との連携も適時行われており、保健師との連携、保育所(園)や幼稚園への 巡回相談への同行等も行い、早期からの相談・連携にも努めている。

# 2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

- ・地域の資源を活用するために、特別支援学校との連携を強化することが必要であると考え、特別支援学校の中から研究協力校を指定し、モデル市への研究協力を依頼した。
- ・モデル市に、合理的配慮協力員(心理の専門家・本県ではスクールクラスター支援員) を派遣した。
- ・通級指導教室担当の兼務発令を行うことで、担当者が本務校だけではなく、兼務校で 通級による指導を行うことのできるシステムの構築を図った。
- ・地域の教育資源を活用する際には、本県独自の学籍管理システムである支援籍の活用を図り、より効果的にニーズに応じた「多様な学びの場」での支援を推進した。
- ・通常の学級も教育的資源の一つであるので、すべての児童生徒に分かりやすい特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルデザインの授業を、すべての学級で推進できるように、各モデル市での研修会等を支援した。

#### 【モデル地域内における取組】

- ・合理的配慮協力員を活用し、主に小・中学校において、特別な支援が必要な児童生徒の支援について助言を行った。
- ・合理的配慮協力員が派遣される日には、市担当指導主事、管理職、関係する学校教職員、特別支援学校のコーディネーター等も参加して支援会議を実施し、教育資源の活用を含む支援内容について、協議した。継続的な派遣により、支援策の充実、変更等を行い、個別の指導計画の充実を図った。

#### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

- ・児童生徒等の教育的ニーズは、学習の遅れや生活の不適応等、行動として表出していることだけではない。困りや悩みを伝えてこない児童生徒等の教育的ニーズの把握が重要である。その教育的ニーズの掘り起こしに、特別支援教育コーディネーターの育成はもちろんのこと、教職員一人一人が児童生徒等の実態を客観的に把握できる力が必要である。その成果として、特別支援教育資源の少ない学校において、合理的配慮協力員の継続した巡回における専門的アドバイスは、多面的で具体的なものであり、児童生徒等の学力向上や予防的・積極的生徒指導に非常に有効であった。また、担任の心理面のサポート、発達・精神症圏の生徒への専門的な面談等を継続し、児童生徒等や教員へのケアに対し、非常に効果的であった。
- ・気になる児童生徒等への気づきが各学校はもちろん、各中学校相談室や域内幼稚園・保育園(所)等で増え心理検査や巡回相談の依頼件数が増加した。これまで、生徒指導の視点で進められていたり不登校児童生徒としての対応であったりするケース会議も、特別支援や教育相談として検討する視点でも進められるようになってきた。
- ・教員の児童生徒への視点が変わり、かかわり方や授業づくりに変化が見られてきている。特別支援教育の視点に立って、板書や掲示の在り方等、環境整備面でできるところから全校で取り組もうとしている学校がそれぞれのモデル市で増えてきている。
- ・域内の教育資源を組み合わせ、有効活用することで、児童生徒等の特性やニーズに対応した適切な学びを保証することができることが分かった。

#### 【課題】

- ・インクルーシブ教育システム構築は、障害のある児童生徒等のみの支援の充実で成立するものではなく、虐待や経済的問題等、多様な実態やニーズに対応できる体制整備や教員の指導力の向上、外部機関との連携等が必要である。一部の児童生徒等への支援では、「特別の支援」となってしまい、インクルーシブ教育システムが構築されにくくなってしまう。そのために、今回の研究内容については、児童生徒等一人一人にとっての「学力の向上」や「いごこちのよい学級」のために、「インクルーシブ教育システムが必要となる」という視点で、全教職員の指導力の向上のために、県内小・中学校に具体的に発信したが普及までに至っていない。
- ・発達障害のある児童生徒等の場合、物理的な基礎的環境整備や合理的配慮の充実の必要性より、学力の向上や対人関係の充実が本人・保護者の教育的ニーズとなるため、地域資源(特別支援学校)の活用や位置付けが難しかった。

教育委員会はもとより、ユニバーサルデザインやアクティブラーニング等、学力の向上を支える授業作りの指導・助言が行える外部機関の充実が必要である。

・学力の向上は、経年で評価することが必要であるため、今後どのように県学力・学習状況調査との連携を図るかを検討する。

また、児童生徒の実態に応じて、多様な学びの場や個に応じた指導法、支援の在り方は、具体的になりつつある。しかし、児童生徒が学んだことを確認する評価の在り方が、 筆記試験のみである現状を考えると、個に応じた多様な評価の在り方も検討すべき課題である。